

## 第 76 号議案

# 令和 5 年度仙台市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度仙台市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,370,924 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 622,557,839 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		126,079,019	2,130,045	128,209,064
	2 国庫補助金	40,141,803	2,130,045	42,271,848
23 繰入金		44,821,353	240,879	45,062,232
	2 基金繰入金	44,433,083	240,879	44,673,962
歳入合計		620,186,915	2,370,924	622,557,839

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		45,068,311	190,002	45,258,313
	1 総務管理費	29,356,800	46,530	29,403,330
	2 企画費	8,837,711	143,472	8,981,183
4 健康福祉費		251,203,820	1,508,582	252,712,402
	1 健康福祉費	17,191,109	2,400	17,193,509
	2 障害保健福祉費	35,438,555	215,193	35,653,748
	3 高齢保健福祉費	32,089,852	785,835	32,875,687
	4 児童保健福祉費	95,819,570	197,051	96,016,621
	5 生活保護費	31,641,354	14,620	31,655,974
	7 保健衛生費	38,939,244	293,483	39,232,727
6 経済費		29,934,692	158,058	30,092,750
	1 商工費	27,559,885	93,076	27,652,961
	2 農林費	2,374,807	64,982	2,439,789
7 土木費		60,379,107	96,045	60,475,152
	2 都市計画費	4,360,634	96,045	4,456,679
9 教育費		104,898,582	418,237	105,316,819
	9 保健給食費	8,948,185	418,237	9,366,422
歳 出 合 計		620,186,915	2,370,924	622,557,839

第2表

## 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額		
		補正前の額	補 正 額	計
I C 乗 車 券 シ ス テ ム 改 修	令 和 6 年 度	千円	千円 272,000	千円 272,000

## 令和 5 年度仙台市中央卸売市場事業特別会計 補正予算（第 1 号）

令和 5 年度仙台市の中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,161,626 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		858,502	30,000	888,502
	1 一般会計繰入金	858,502	30,000	888,502
歳入合計		3,131,626	30,000	3,161,626

## 2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		2,192,359	30,000	2,222,359
	1 中央卸売市場費	2,192,359	30,000	2,222,359
歳出合計		3,131,626	30,000	3,161,626

# 令和 5 年度仙台市介護保険事業特別会計 補正予算 (第 1 号)

令和 5 年度仙台市の介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,581 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84,591,998 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		14,399,732	23,581	14,423,313
	1 一般会計繰入金	13,449,910	23,581	13,473,491
歳入合計		84,568,417	23,581	84,591,998

## 2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		3,387,726	23,581	3,411,307
	1 地域支援事業費	3,387,726	23,581	3,411,307
歳出合計		84,568,417	23,581	84,591,998



## 第 79 号議案

# 令和 5 年度仙台市自動車運送事業会計補正予算(第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度仙台市自動車運送事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 5 年度仙台市自動車運送事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

事 項	期 間	限 度 額		
		既決予定額	補正予定額	計
(7) IC 乗車券 システム改修	令和 6 年度	千円 0	千円 107,000	千円 107,000



## 第 80 号議案

# 令和 5 年度仙台市高速鉄道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度仙台市高速鉄道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 5 年度仙台市高速鉄道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

事 項	期 間	限 度 額		
		既決予定額	補正予定額	計
(4) IC 乗車券システム改修	令和 6 年度	千円 0	千円 165,000	千円 165,000

